

令和7年度 狩猟免許試験の手引き

愛媛県



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「鳥獣保護管理法」という）第41条の規定により、令和7年度の狩猟免許試験を次のとおり実施します。試験については、この手引きをご覧ください。

重要なお知らせ

受験される方はご理解とご協力をお願いします。

1. 定員に達した会場では受験をお断りし、他の会場に空きがある場合はその会場での受験をご案内することがありますので、予めご了承ください。
2. マスクの着用は個人の判断でお願いします。なお、試験中の写真照合等の際には、試験官の指示に従い、マスクを一時的に外していただくことがあります。
3. 試験会場の室温の高低に対応できるよう、服装には注意してください。
4. 天候等の影響により、試験会場及び実施日時を変更する場合があります。その場合、県ホームページでお知らせします。

1 試験の受付期間・試験日・会場

		第1回	第2回
受付期間		令和7年6月27日(金) ～7月18日(金)	令和7年6月27日(金) ～8月25日(月)
試験日・開始時刻		令和7年8月1日(金) 午前9時	令和7年9月7日(日) 午前9時
種類		網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	
試験会場 【定員】	東予	第1会場【定員：48名】 東予地方局西条第二庁舎 (西条市丹原町池田1611番地)	第3会場【定員：48名】 東予地方局西条第二庁舎 (西条市丹原町池田1611番地)
		第2会場【定員：30名】 東予地方局今治庁舎 (今治市旭町一丁目4番地9)	第4会場【定員：30名】 東予地方局今治庁舎 (今治市旭町一丁目4番地9)
	中予	第1会場【定員：40名】 中予地方局 (松山市北持田町132番地)	第2会場【定員：40名】 中予地方局 (松山市北持田町132番地)
		南予	第1会場【定員：50名】 南予地方局 (宇和島市天神町7番1号)
	第2会場【定員：60名】 南予地方局八幡浜庁舎 (八幡浜市北浜一丁目3番37号)		第4会場【定員：60名】 南予地方局八幡浜庁舎 (八幡浜市北浜一丁目3番37号)

左記の会場のうち、定員に達した会場では受験をお断りし、他の空きがある会場での受験をご案内することになりますので、ご了承ください。

		第3回
受付期間		令和7年6月27日(金) ～11月25日(火)
試験日・開始時刻		令和7年12月7日(日) 午前9時
種類		網猟、わな猟、第一種銃猟、 第二種銃猟
試験会場 【定員】	東予	第5会場【定員：48名】 東予地方局西条第二庁舎 (西条市丹原町池田1611番地)
		第6会場【定員：30名】 東予地方局今治庁舎 (今治市旭町一丁目4番地9)
	中予	第3会場【定員：40名】 中予地方局 (松山市北持田町132番地)
	南予	第5会場【定員：50名】 南予地方局 (宇和島市天神町7番1号)
		第6会場【定員：60名】 南予地方局八幡浜庁舎 (八幡浜市北浜一丁目3番37号)

2 試験申請等の窓口

名称	所在地	電話番号	管轄市町村
東予地方局森林林業課	西条市丹原町池田1611番地	0898-68-7438	西条市、新居浜市
東予地方局森林林業課 四国中央駐在	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	0896-23-2393	四国中央市
東予地方局森林林業課 今治駐在	今治市旭町一丁目4番地9	0898-25-2193	今治市、上島町
中予地方局森林林業課	松山市北持田町132番地	089-909-8767	松山市、東温市、 松前町、伊予市、 砥部町
中予地方局 久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町久万190番地1	0892-21-1265	久万高原町
南予地方局 八幡浜支局森林林業課	八幡浜市北浜一丁目3番37号	0894-22-2031	八幡浜市、 伊方町、西予市
南予地方局八幡浜支局 肱川流域林業振興課	大洲市田口甲425番地1	0893-24-4131	大洲市、内子町
南予地方局森林林業課	宇和島市天神町7番1号	0895-22-3163	宇和島市、 鬼北町、松野町
南予地方局森林林業課 愛南駐在	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	0895-72-0931	愛南町

3 狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許 網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）を使用する猟法
- (2) わな猟免許 わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）を使用する猟法
- (3) 第一種銃猟免許 装薬銃（散弾銃、ライフル銃）を使用する猟法（空気銃を使用する猟法も可）
- (4) 第二種銃猟免許 空気銃（圧縮ガス銃を含む）を使用する猟法

4 受験資格

愛媛県内に住所を有する人。ただし、次のいずれかに該当する人は受験することができません。

- (1) 試験当日に18歳未満の人。ただし第一種銃猟及び第二種銃猟は20歳未満の人。
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）、鳥獣保護管理法施行規則第47条で定める病気にかかっている人。
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者。
- (4) 前記(2)(3)以外で自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い人。
- (5) 鳥獣保護管理法又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない人。
- (6) 狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過していない人。
- (7) 鳥獣保護管理法第50条第3項の規定により、過去の狩猟免許試験における不正行為等によって狩猟免許試験の受験を禁止されている人。

5 受験手続

(1) 申請書類等

- ① 申請書 【注】令和5年度から様式の押印を廃止しております。

（上記の森林林業課または駐在でお渡ししています。また、県ホームページからダウンロードできます。）

所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類等を添付してください。

② 手数料

愛媛県収入証紙を申請書に貼付してください。

現在、有効な狩猟免許を有しない人（初心者）は、5,200円

現に有効な狩猟免許を有する人（一部免除者）は、3,900円

③ 写真

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmのもの1枚。（受験しようとする狩猟免許種類毎に1枚必要）

裏面に、受験者の氏名と撮影年月日を記入してください。

④ 医師の診断書（又は銃所持許可証の写し）

※ 医師の診断書は、原則として申請前3か月以内に診断されたものを提出してください。

統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん等、鳥獣保護管理法施行規則第47条で定める病気にかかっていないこと、及び麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないことを証するものを1通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による所持許可を現に受けている場合は、その許可証の写しを添付するこ

とにより、診断書の添付を省略することができます。

⑤ 返信用封筒（受験票の郵送を希望する方のみ）

返送用の長形3号封筒に簡易書留の郵送料に相当する切手※（460円分（簡易書留350円＋郵送料110円））を貼付して提出してください。申請書に記載された住所へ送ります。

(2) 申請方法

申請書類等は、上記の受付期間内に試験申請等の窓口へ持参又は郵送してください。

郵送による場合は、受付期間末日の消印のあるものは、受付します。

6 試験方法

(1) 試験科目

試験は、知識試験、適性試験及び技能試験とし、すべての試験科目に合格した人に対し、狩猟免許を交付するものとします。

① 知識試験

法令、猟具、鳥獣に関する知識及び鳥獣の保護管理に関する知識について、三肢択一式の筆記試験をします。試験時間は90分です。

合格基準
正答70パーセントの成績
※知識試験に合格されなかった人は、適性試験と技能試験の受験ができません。

② 適性試験

視力、聴力及び運動能力に関する検査をします。

合格基準	
視力	[網猟免許、わな猟免許] 視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 [第一種銃猟、第二種銃猟] 視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害のある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

③ 技能試験

猟具の取扱い、距離の目測（網猟・わな猟は除く）及び鳥獣判別試験や猟具の取扱い等を技能試験します。

合格基準
狩猟免許の種類に応じ、減点式採点方式により行うものとし、70パーセント以上の成績
[網猟免許] 1 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 2 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律施行規則第2条第2項に掲げる網の1つを架設すること。
[わな猟免許] 1 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 2 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律施行規則第2条第3項に掲げるわなの1つを架設すること。
[第一種銃猟] 1 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 2 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。）について点検、分解及び結合の操作をすること。 3 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後、模造弾の脱包を行うこと。 4 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 5 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 6 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後、射撃姿勢をとること。 7 距離の目測を行うこと。
[第二種銃猟] 1 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 2 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後、射撃姿勢をとること。 3 距離の目測を行うこと。

④ 試験の免除

既に狩猟免許を受けている人で、その免許の有効期間内に、それと異なる種類の免許について狩猟免許試験を受ける場合は、知識試験の一部（「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法令」、「鳥獣に関する知識」、「鳥獣の保護及び管理に関する知識」）を免除します。

(2) 合格発表

試験終了後、試験会場において発表します。狩猟免状の交付は後日となります。

なお、受験者本人に限り、合格発表の日から1カ月間、口頭による開示請求をすることができます。請求先は、試験申請等の窓口とします。

